



長野県報

9月3日(月)
平成19年
(2007年)
第1894号

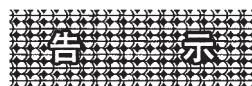
目 次

告 示

都市計画事業の事業計画の変更認可（生活排水対策課）	2
自然公園法に基づく公園事業の決定及び公園事業を表示した図書の縦覧（自然保護課）	2
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請並びに調査結果書の縦覧（廃棄物対策課）	2
信州ものづくり産業投資応援条例に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する区域（ビジネス誘発課）	3
政治資金規正法に基づく平成17年分の政治団体の収支に関する報告書の訂正報告（選挙管理委員会）	3

公 告

平成20年度長野県公衆衛生専門学校保健師学科学生の募集（医療政策課）	3
平成19年度後期技能検定（雇用・人材育成課）	4
県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課）	5
青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法に基づく指定を受けた団体の住所及び事務所の所在地の変更の届出（農村振興課）	6
皆伐面積の限度（森林整備課）	6
都市計画の変更及び都市計画案の縦覧（都市計画課）	6
開発行為に関する工事の完了（6件）（建築管理課）	7
一般競争入札（県立病院課）	8
一般競争入札（土木政策課）	9
一般競争入札（道路管理課）	10
正誤（農業技術課）	10



自然保護課

長野県告示第436号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年9月3日

長野県知事 村井 仁

1 施行者の名称

安曇野市

2 都市計画事業の種類及び名称

明科都市計画下水道事業 明科町公共下水道

3 事業施行期間

平成5年3月8日から

平成26年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

生活排水対策課

長野県告示第437号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第7条第4項の規定により、八ヶ岳中信高原国定公園に関する公園事業を次のとおり決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県生活環境部自然保護課及び長野県諏訪地方事務所並びに諏訪市役所において縦覧に供します。

平成19年9月3日

長野県知事 村井 仁

決定した公園事業の名称及び事業地の位置

名称	事業地の位置
七島、八島線道路 (歩道)	〔路線〕起点 諏訪市四賀（茅野市との境界、車山）
	終点 諏訪市四賀（中信高原線道路との交点、車山肩）
	終点 諏訪市四賀（中信高原線道路との交点、沢渡）
	起点 諏訪市四賀（当該縦覧に供する図書で示す地点、鎌ヶ池）
	終点 諏訪市四賀（下諏訪町との境界、八島ヶ原）
中信高原線道路 (歩道)	〔路線〕起点 諏訪市四賀（下諏訪町との境界、旧御射山）
	終点 諏訪市四賀（当該縦覧に供する図書で示す地点、旧御射山）

長野県告示第438号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項及び第15条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、法第8条第4項及び法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、当該設置許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果書を縦覧に供します。

平成19年9月3日

長野県知事 村井 仁

1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

飯山陸送株式会社

長野県飯山市大字静間280番地1

代表取締役 勝山一成

2 廃棄物処理施設の設置の場所

下高井郡野沢温泉村大字東大滝字浅上40番地イ他

3 廃棄物処理施設の種類

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場

4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類

(1) 一般廃棄物の最終処分場

特別管理一般廃棄物を除く次の一般廃棄物

燃え殻、汚泥、がれき類、ばいじん、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（汚泥にあっては有機性のものを除き、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずにあっては廃石膏ボードに限る。）

(2) 産業廃棄物の管理型最終処分場

ア 特別管理産業廃棄物を除く次の産業廃棄物

汚泥、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（汚泥にあっては有機性のものを除き、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずにあっては廃石膏ボードに限る。）

イ 特定有害産業廃棄物を除く次の産業廃棄物

燃え殻、鉱さい、がれき類及びばいじん

5 申請年月日

平成19年8月8日

6 縦覧の場所

長野県生活環境部廃棄物対策課及び長野県北信地方事務所環境課

7 縦覧の期間

平成19年9月3日（月）から同年10月2日（火）までの午前8時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

8 意見書の提出

法第8条第6項及び法第15条第6項の規定により、本件申請に係る廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により知事あてに意見書を提出することができます。

(1) 意見書の提出期間

平成19年9月3日（月）から同年10月16日（火）まで

(2) 意見書の提出先

〒380-8570

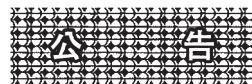
長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県生活環境部廃棄物対策課 廃棄物審査係

(3) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出の対象である申請書の名称（「飯山陸送株式会社に係る廃棄物処理施設設置許可申請書」と記載してください。）
- イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ウ 施設に関する具体的な利害関係
- エ 申請書についての生活環境の保全上の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

廃棄物対策課



公告

平成20年度長野県公衆衛生専門学校保健師学科学生を次のとおり募集します。

平成19年9月3日

長野県知事 村井 仁

1 募集人員

40人

2 修業年限

1年

3 出願資格

次のいずれかに該当する者（平成20年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）とします。

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者
- (2) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者
- (3) 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で、(1)に規定する学校又は(2)に規定する養成所において2年以上修業したもの
- (4) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (5) 旧保健婦規則（昭和20年厚生省令第21号）又は旧看護婦規則（大正4年内務省令第9号）により都道府県知事の免許を受けた者

4 入学試験

(1) 期日

第一次試験 平成20年1月15日（火）

第二次試験 平成20年2月1日（金）

(2) 場所

長野県公衆衛生専門学校（受験者が多数の場合は、長野市内の知事が指定する場所においても実施することがあります。）

(3) 審査内容

ア 第一次試験

学力試験 看護師教育課程全般及び一般教養（短大卒業程度の能力を問う国語、数学及び英語）

イ 第二次試験（第一次試験合格者についてのみ行います。）

学力試験 小論文

人物考査 面接

5 入学志願の手続

(1) 提出書類

ア 入学願書（本校所定の用紙）

イ 成績証明書（3の(4)又は(5)に該当する者を除きます。）

ウ 人物調書（本校所定の用紙）（3の(4)又は(5)に該当する者を除きます。）

エ 最終学校（看護師養成所を含みます。）の卒業証明書又は卒業見込証明書（3の(4)又は(5)に該当する者を除きます。）

オ 保健師又は看護師の免許証の写し（官公署の証明があるもの）（3の(5)に該当する者に限ります。）

選挙管理委員会

長野県告示第439号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成19年9月3日

長野県知事 村井 仁

- 1 南佐久郡佐久穂町大字高野町1954-1、1955-1、1956-1、1956-2、1957-1から1957-5まで、1957-7、2775-3及び2795-3
- 2 上伊那郡箕輪町大字中箕輪10500-34
- 3 上伊那郡南箕輪村1634-17から1634-28まで、1634-43から1634-55まで、1634-343及び1634-344

ビジネス誘発課

選告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による平成17年分の政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党宮田村支部から次のとおり訂正の報告がありました。

平成19年9月3日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

別冊の自由民主党宮田村支部中

「 収入総額	<u>1,026,162円</u> 」を
「 収入総額	<u>1,077,762円</u> 」に、
「 本年収入額	<u>671,005円</u> 」を
「 本年収入額	<u>722,605円</u> 」に、
「 繰越額	<u>356,720円</u> 」を
「 繰越額	<u>408,320円</u> 」に、
「 自由民主党長野県第五選挙区支部	<u>490,000円</u> を
小計	<u>490,000円</u> 」
「 自由民主党長野県第五選挙区支部	<u>541,600円</u> に、
小計	<u>541,000円</u> 」
「 合計	<u>671,005円</u> 」を
「 合計	<u>722,605円</u> に改める。

選挙管理委員会